



糸保第 94 号
令和 3 年 6 月 4 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



医療従事者等に限定した保育の実施について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県では新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発出され、県立学校も6月20日までに休校が決定しております。これまで糸満市は、家庭保育が可能な家庭への登園自粛を要請した上で通常保育を実施してきました。しかし沖縄県からの感染防止の協力要請を受け、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、または特別な支援が必要な家庭に限定し保育を行う特別保育を実施することといたしました。

この措置は、感染拡大を予防し最小限の社会生活基盤を維持するためであり、保護者の皆様並びに保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様へ、通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、登園できなかった場合の保育料の減免等については以下の通りです。

特別保育期間（通常保育の休止期間）

令和3年6月7日（月）～令和3年6月20日（日）

医療従事者や社会の機能を維持するための職業や特別な支援が必要な状況

別紙参照

登園できなかった時の保育料の減免について

登園できなかった日について日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合があります。

保育の必要性が「求職活動」の方の就労開始期限延長について

求職活動を行っている方は、就労開始期限を1か月延長いたします。

育児休業からの復帰について

6月中までに復帰の就労証明を求められている方は、期限を延長し7月中の提出をお願いいたします。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL：098-840-8131